

鶴見区幼稚園・保育所（園）等相談会

はじめての保育所（園）申込み

～認可保育施設等利用案内（基本編）～

- ・本資料は令和6年度をもとに作成しているため、申込スケジュールは令和6年度の内容のままとしております。
- ・令和7年度の内容につきましては、「令和7年度の保育施設・保育事業利用の案内」等でご確認をお願いします。

参考資料：「令和6年度 保育施設・保育事業利用の案内」（以下、利用案内）

「はじめての保育所（園）申込み 添付資料」（以下、添付資料）

よくある質問

- Q1. 保育所はどんな人が利用できるの？
- Q2. 申込みはいつしたらいいの？
- Q3. 申込みにはどんな書類を用意したらいいの？
- Q4. 利用できる施設はどんなところがありますか？
- Q5. 利用できるクラスは？
- Q6. 申込み状況・空き状況はどうなっていますか？
- Q7. 入所はどうやって決まりますか？
- Q8. 保育料はいくらになりますか？



Q1. 保育所はどんな人が利用できるの？

利用案内 P.8 参照

以下の理由により、保護者のいずれもが家庭でこどもを保育できない場合です。

保育認定の事由

- 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合
(産前産後8週間・多胎妊娠は産前14週間以内)
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている場合
- 4 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- 6 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合



※認定には有効期間が定められています。

認定の有効期間を過ぎると、保育施設の利用ができなくなります。

保育理由	有効期間
就労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	小学校就学まで ※期間が定められているものはその日まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過した日の月末まで (原則として出産予定日の8週(多胎妊娠産14週)前から)
求職活動	開始日から90日を経過する日の月末まで
就学	卒業・修了予定日の月末まで
その他	区保健福祉センター所長が必要と認める期間

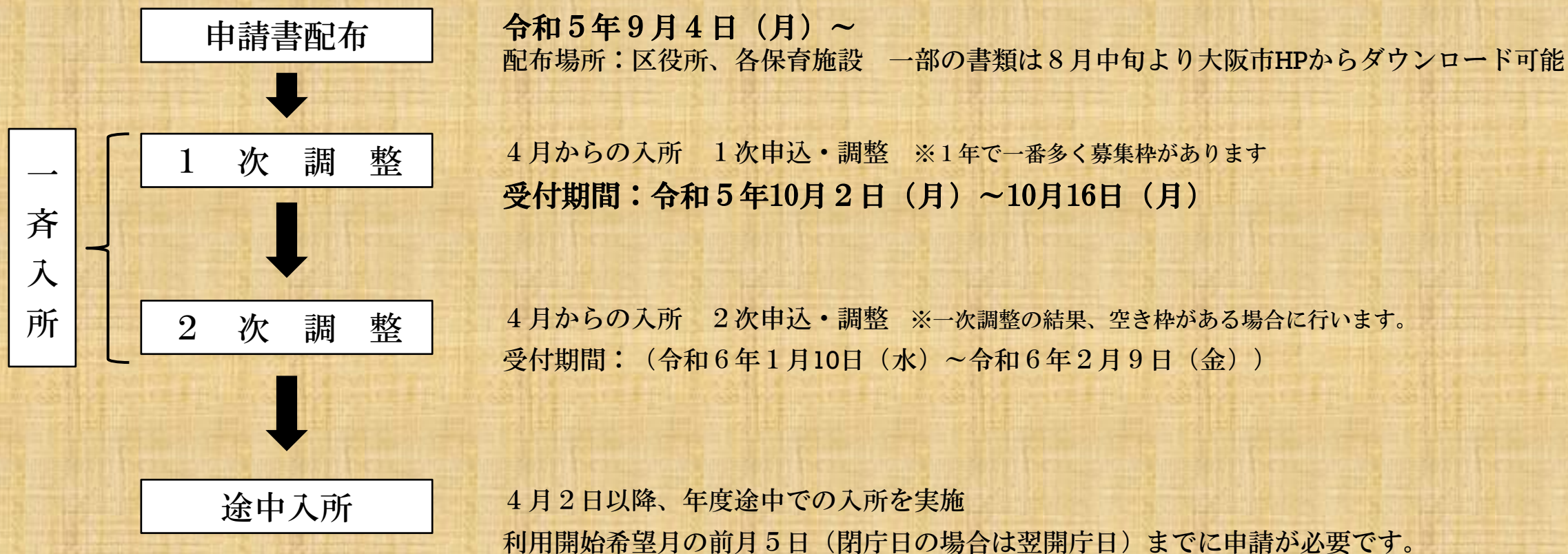
※求職活動を理由に保育所(園)を利用される場合

求職活動以外の理由で認定の更新ができない場合は、改めて新規申請が必要になり再度利用調整を行います。



Q2.申込みはいつしたらいいの？

利用案内 P.1 参照



※申請受付はお住いの区役所で行います。

受付時、面接を行いますので、入所予定のお子さんと一緒にお願いします。

※年度ごとの申請が必要です。

その年度に申請をしている場合、毎月申請する必要はありません。



Q3. 申込みにはどんな書類を用意したらいいの？

利用案内 P.4 参照

すべての保護者の方に共通して記入していただく書類

「子どものための教育・保育給付

保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」

「利用調整調査票（その1・2）」

「同意書及び確認書」

「個人番号記載用紙」

保育が必要な理由を証明する書類

「就労証明書」

「就学等証明書・求職活動状況申告書」

「介護・看護状況申告書」 など



その他、こども又は世帯の状況に応じて必要な書類もあります。

必要な書類は「保育施設・事業利用の案内」にセットしていますが、状況に応じて必要な書類については、区役所にあります。



Q4.利用できる施設はどんなところがありますか？

利用案内 P.2 参照

保育所（園）（分園含め33園）※令和7年4月より、保育園→認定こども園に2園変更予定

0歳から小学校就学前の乳幼児を保育する施設

（2歳までの園もあります。）

認定こども園（4園）※令和7年4月より、保育園→認定こども園に2園変更予定

幼稚園と保育所の機能をあわせもった施設

3歳以上の子どもは、保護者の就労状況等によらず利用することができます。

（詳細は園にお問い合わせください。）

小規模保育施設（9園）

少人数（6～19人）の単位で、0歳から2歳の子どもを預かる施設

比較的小規模できめ細やかな保育を行います。

（1歳からの園もあります。）



Q5.利用できるクラスは？

4月1日時点の年齢で利用するクラスが決まります。

鶴見区の保育所は原則、生後6か月からの利用となっています。

1次調整でのお申し込みは、令和6年10月1日以前に生まれた方になります。

※一部の園については、2か月からの利用が可能

利用クラス	生年月日（令和7年4月1日時点でのクラス年齢）
0歳児	令和6年4月2日 ～
1歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日



Q6.申込み状況・空き状況はどうなっていますか？

利用案内 P.1 参照

途中入所

毎月1日に翌月の空き状況がホームページに公表されます。

※募集数は公表時点のものであり、選考までの間に増減することがあります。

※募集数が0になっている園もありますが、お申込みができないわけではありません。

4月からの一斉入所

申込み状況は1次調整受付締切後に公表されます。 添付資料 P.1～4 参照

※申込者数は第1希望の園のみに計上されています。

令和6年度申込み状況（1次調整受付締切時）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
募 集 数	207	245	51	58	38	27
申込者数	171	321	92	68	21	7

※募集数は年度によって違います。



Q7.入所はどうやって決まりますか？

利用案内 P.10参照

保育の必要性が高いこどもが優先的に利用できるよう利用調整します。

- 「保育利用調整基準（利用案内 P.22～25参照）」に基づいて点数をつけます。

基本点数
(父、母ともにひとり100点満点)

世帯の保育の必要性に応じ設定

父+母の合算：200点満点
(ひとり親世帯については基本点数+100点)



調整指数

該当する内容により加点・減点

- 点数の高い世帯から利用が可能になります。
- 同一点数で並んだ場合は、順位表（利用案内 P.25参照）により、優先順位を決定します。

※保育利用調整基準は年度で変更される場合があります。

※平成29年度より大阪市内で勤務している保育士のこどもについては優先的に利用調整を行っています。



採点例

例1) Aさん

父：週5日、8時間以上の勤務

母：週5日、8時間以上の勤務

$$\text{父：100点} + \text{母：100点} = \underline{\underline{200\text{点}}}$$

例2) Bさん

父：週5日、8時間以上の勤務

母：求職活動中

$$\text{父：100点} + \text{母：30点} = \underline{\underline{130\text{点}}}$$

例3) Cさん

父：週5日、8時間以上の勤務

母：週5日、6時間以上の就労内定

65歳未満の同居の祖父母に預けることが可能

$$\text{父：100点} + \text{母：80点} + \text{調整指数：-7} = \underline{\underline{173\text{点}}}$$



Q8.保育料はいくらになりますか？

利用案内 P.14参照

保護者の市民税所得割額により保育料の階層が決定します。

※保育料金額表（添付資料 P.5 参照）

算定のもとになる市町村民税の年度

令和7年度		令和8年度
4月～8月分	9月～翌年3月分	4月～8月分
令和6年度の市民税で算定 （令和5年1月～12月の所得金額が対象）	令和7年度の市民税で算定 （令和6年1月～12月の所得金額が対象）	

- ◎3歳児クラス以上、0～2歳児クラスの非課税世帯及び第2子以降の保育料は無料です。
- ◎3歳児クラス以上は主食費に加え、副食費がかかります（免除の場合あり）。
- ◎ひとり親世帯等への負担軽減もあります。
- ◎各園によって、諸経費、延長料金等がかかります。

※保育料決定に関する市民税等の見方は添付資料 P.6～8 を参照ください。

※制度改正により、令和6年9月以降、第2子以降のお子さまから保育料が無料となります。



申込前に

- ◎保育施設により保育方針や取組みはさまざまです。
必ず希望される保育所（園）をお子さんと一緒に見学してから申込みをしてください。
- ◎保育施設の利用希望欄は第6希望までありますが、すべて記入する必要はありません。
利用が可能な範囲内で記入してください。
内定後に辞退した場合、次回の利用調整において減点対象となります。
- ◎復職・就労内定を理由に保育所（園）を利用される場合、原則として、入所した月中に
復職・就労する必要があります。
（入所月の翌月末までに復職証明書、就労証明書を提出していただきます。）
- ◎「保育施設・保育事業利用の案内」は保育所を利用するうえで必要な情報が記載されています。内容を確認したうえで申請をお願いします。



「子ども・子育てサポーター（利用者支援専門員）」

- ・ 保育所・幼稚園などの教育・保育施設
- ・ 一時預かり・病児・病後児保育などの保育サービス
- ・ 地域の子育て支援事業

などについて相談、情報提供をおこなう専門相談員です。

相談・予約 問い合わせ先

場所：鶴見区役所 保健福祉課 1階12番窓口

電話：06-6915-9107

日時：月曜日～金曜日 10時～16時30分

※水曜日及び祝日・年末年始を除く

※ 無料・予約優先

みなさんの身近な相談窓口です。
保育所・幼稚園のこと、
その他子育て関係のサービスのこと、
お気軽にご相談ください。



鶴見区幼稚園・保育所（園）等相談会

はじめての保育所（園）申込み

～認可保育施設等利用案内（基本編）～

添付資料

募集数及び申込状況【鶴見区】

※優先利用数：保育士等優先利用申込者数、申込者数：保育士等優先利用申込者を除く申込者数

施設名		歳児別						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
鶴見えのもと保育園 (保育所)	募集数	3	4	0	0			7
	優先利用数	1						1
	申込者数	0	6	0	1			7
俊英館保育園 (保育所)	募集数		8	0	1	1	2	12
	優先利用数							0
	申込者数		7	0	0	1	0	8
鶴見学園 (保育所)	募集数	3	9	0	0	2	1	15
	優先利用数		1					1
	申込者数	7	10	3	2	1	0	23
鶴見みどり保育園 (保育所)	募集数	4	2	0	0	0	0	6
	優先利用数							0
	申込者数	3	4	1	1	0	0	9
放出保育園 (保育所)	募集数	9	12	6	10	8	7	52
	優先利用数							0
	申込者数	4	12	2	0	0	0	18
俊英館第2保育園 (保育所)	募集数	4	10	0	1	2	2	19
	優先利用数	1	1					2
	申込者数	1	7	2	0	2	0	12
みつばさ保育園 (保育所)	募集数	9	3	4	2	3	0	21
	優先利用数	1						1
	申込者数	2	9	2	3	0	0	16
もろぐち保育園 (保育所)	募集数	9	16	0	0	1	1	27
	優先利用数		1		1			2
	申込者数	16	27	1	4	1	0	49
鶴見みどり第二保育園 (保育所)	募集数			0	2	1	0	3
	優先利用数							0
	申込者数			0	2	1	0	3
のぎく保育園 (保育所)	募集数			0	0	0	0	0
	優先利用数							0
	申込者数			3	2	0	1	6
にじの木保育園 (保育所)	募集数	3	3	0	0	1	0	7
	優先利用数							0
	申込者数	2	2	0	0	0	0	4
横堤みのり保育園 (保育所)	募集数	3	9	0	2	0	0	14
	優先利用数							0
	申込者数	1	6	2	2	1	1	13
鶴見はとぼっぽ保育園 (保育所)	募集数	6	9	4	0	3	0	22
	優先利用数							0
	申込者数	1	4	2	0	0	0	7
三愛こども園 (保育所)	募集数	6	4	8				18
	優先利用数			1				1
	申込者数	6	10	7				23

募集数及び申込状況【鶴見区】

※優先利用数：保育士等優先利用申込者数、申込者数：保育士等優先利用申込者を除く申込者数

施設名		歳児別						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
いずみの保育園 (保育所)	募集数	7	6	2	2	1	1	19
	優先利用数							0
	申込者数	4	15	3	2	0	0	24
よこづつみ保育園 (保育所)	募集数	8	14	0	0	4	0	26
	優先利用数							0
	申込者数	4	12	4	1	0	0	21
つるみ保育園 (保育所)	募集数	6	6	2	0	0	0	14
	優先利用数							0
	申込者数	2	12	2	0	0	0	16
ほっぺるランド鶴見緑地 (保育所)	募集数	3	4	0	0	0	0	7
	優先利用数							0
	申込者数	12	25	0	3	0	0	40
トレジャーキッズよこづつみ保育園 (保育所)	募集数	9	1	0	2	0	3	15
	優先利用数		1	1		1		3
	申込者数	19	17	9	6	0	1	52
ポピンズナーサリースクール鶴見緑地 (保育所)	募集数	9	3	2	1	1	0	16
	優先利用数							0
	申込者数	6	5	4	0	0	0	15
ソフィア横堤保育園 (保育所)	募集数	10	5	0	5	1	3	24
	優先利用数							0
	申込者数	3	7	1	0	1	0	12
えがおの森保育園・つるみ (保育所)	募集数	6	6	0	4	2	0	18
	優先利用数							0
	申込者数	8	8	0	3	0	0	19
うれしい保育園 放出 (保育所)	募集数	9	3	0	2	3	3	20
	優先利用数							0
	申込者数	3	5	1	6	0	0	15
えがおの森保育園・いまづ (保育所)	募集数	6	6	0	4	2	4	22
	優先利用数		1					1
	申込者数	8	7	0	1	1	0	17
やけの保育園 (保育所)	募集数	2	8	0	2	0		12
	優先利用数							0
	申込者数	8	14	6	6	4		38
鶴見えのもと保育園(分園) (保育所・分園)	募集数					0	0	0
	優先利用数							0
	申込者数					0	0	0
俊英館保育園・こぐま分園 (保育所・分園)	募集数	6	7					13
	優先利用数							0
	申込者数	3	4					7
のぎく保育園(分園) (保育所・分園)	募集数	15	7					22
	優先利用数		1					1
	申込者数	8	8					16

募集数及び申込状況【鶴見区】

※優先利用数：保育士等優先利用申込者数、申込者数：保育士等優先利用申込者を除く申込者数

施設名		歳児別						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
鶴見びよびよ保育園（鶴見みどり第二保育園分園） （保育所・分園）	募集数	6	6					12
	優先利用数							0
	申込者数	2	2					4
茨田第1保育所 （保育所・公立）	募集数	3	15	6	6	1	0	31
	優先利用数							0
	申込者数	7	7	4	6	1	1	26
今津保育所 （保育所・公設置民営）	募集数	8	9	4	0	0	0	21
	優先利用数							0
	申込者数	4	12	7	3	0	0	26
茨田第2保育所 （保育所・公設置民営）	募集数	6	4	6	4	0	0	20
	優先利用数							0
	申込者数	5	7	2	3	2	1	20
幼保連携型認定こども園 茨田大宮こども園 （幼保連携型認定こども園）	募集数	6	6	0	0	0	0	12
	優先利用数							0
	申込者数	4	11	6	0	2	0	23
幼稚園型認定こども園 念法幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	募集数				4	0	0	4
	優先利用数							0
	申込者数				9	2	2	13
三愛幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	募集数				0	0	0	0
	優先利用数							0
	申込者数				1	0	0	1
保育所型認定こども園 茨田東こども園 （保育所型認定こども園）	募集数	3	3	6	4	1	0	17
	優先利用数							0
	申込者数	3	9	8	0	0	0	20
鶴見なないろ保育園 諸口園 （小規模保育事業A型）	募集数	3	6	0				9
	優先利用数							0
	申込者数	0	1	0				1
かいせいプチ保育園 鶴見園 （小規模保育事業A型）	募集数	5	0	0				5
	優先利用数							0
	申込者数	0	1	1				2
ソフィアみどり保育園 （小規模保育事業A型）	募集数	3	6	0				9
	優先利用数							0
	申込者数	2	2	0				4
みどリー丁目にこにこ保育園 （小規模保育事業A型）	募集数	1	5	0				6
	優先利用数		1					1
	申込者数	1	0	0				1
念法保育園 （小規模保育事業A型）	募集数		9	1				10
	優先利用数		3					3
	申込者数		10	5				15
今福鶴見にこにこ保育園 （小規模保育事業A型）	募集数	1	4	0				5
	優先利用数							0
	申込者数	0	0	0				0

募集数及び申込状況【鶴見区】

※優先利用数：保育士等優先利用申込者数、申込者数：保育士等優先利用申込者を除く申込者数

施設名		歳児別						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
放出東にこにこ保育園 (小規模保育事業A型)	募集数	0	2	0				2
	優先利用数	1						1
	申込者数	5	3	0				8
しあわせいっぱい保育園 今福 (小規模保育事業A型)	募集数	5	3	0				8
	優先利用数							0
	申込者数	2	2	1				5
とまり木保育園 今津中園 (小規模保育事業B型)	募集数	2	2	0				4
	優先利用数							0
	申込者数	1	1	1				3
募集数合計		207	245	51	58	38	27	626
保育士等優先利用申込者数合計		4	10	2	1	1	0	18
保育士等優先利用申込者数を除く申込者数合計		167	311	90	67	20	7	662

(参考) 大阪市保育料金額表 2・3号認定(保育認定) 令和5年9月現在(月額、単位:円)

階層 区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定		
				多子軽減2人目		多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0	
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0	
第3	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000	
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0	
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000	
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850	
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900	
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750	
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650	
第10	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯		77,101円以上 79,000円未満	21,500	10,750	21,300	10,650
第11			79,000円以上 97,000円未満	24,900	12,450	24,700	12,350
第12			97,000円以上 115,000円未満	28,300	14,150	27,900	13,950
第13			115,000円以上 133,000円未満	32,700	16,350	32,300	16,150
第14			133,000円以上 169,000円未満	39,400	19,700	39,000	19,500
第15			169,000円以上 211,201円未満	45,100	22,550	44,500	22,250
第16			211,201円以上 217,000円未満	45,100	22,550	44,500	22,250
第17			217,000円以上 256,000円未満	50,700	25,350	50,100	25,050
第18			256,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,400	26,200
第19			301,000円以上 358,000円未満	59,200	29,600	58,600	29,300
第20			358,000円以上 397,000円未満	61,700	30,850	61,100	30,550
第21			397,000円以上 432,901円未満	65,900	32,950	65,300	32,650
第22			432,901円以上 536,000円未満	65,900	32,950	65,300	32,650
第23			536,000円以上	70,600	35,300	70,000	35,000

※政令指定都市において市民税が課税されている方は、市民税の税額控除前所得割額に6/8を掛けた金額により保育料を決定します。

※令和6年4月以降の保育料は上図と変更となる可能性があります。

保育料の決定に関する市民税額等の見方①

(あくまでも参考としてご活用ください。調整控除額等により変わる場合があります。)

4月～8月分保育料は、前年の6月の市民税額、9月～翌年3月保育料は、当年の6月の市民税額をご参照ください。〔例〕平成28年4～8月分保育料は、平成27年6月決定の市民税額)

保育料については、平成27年度から市民税の所得割額に基づいて決定されています。

子ども・子育て支援制度では、保育料の決定にあたって、保護者の負担能力の判定に不要となる税の控除(住宅取得控除やふるさと納税等)を控除対象からはずすこととされています。そのため、市民税の決定通知における所得割額に記載されている金額ではなく、次の方法により判断してください。

控除対象ではない税額控除

- ・寄付金税額控除 ・配当割・株式譲渡所得割額控除
- ・外国税額控除 ・配当控除
- ・住宅借入金等特別税額控除

保育料を決定する市民税額

市民税額の決定において、税額控除で控除対象ではない税額控除が含まれるため、④として示されている「税額控除前所得割額」を市民税所得割額として保育料金を確認してください。

ご夫婦で課税されている場合、ご夫婦の「税額控除前所得割額」を合算してください。

なお、この金額から税額控除として1,500円以上の調整控除額などが控除されますが、概ね上記の計算方法により、保育料は算定できます。(扶養人数や収入等により調整控除額は変動します。)

税額決定通知書の見方

税額算定の基礎となる金額 調整控除や住宅借入金等特別控除、その他の税額控除等の合計額

平成27年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	5	436	629	主たる給与	給与	3	808	800	課税標準	山林所得	0	分離短期譲渡	0	分離長期譲渡	0	株式等の譲渡	0	上場株式等の配当	0	先物取引	0
所得	給与所得	3	808	800	以外の合算	所得区分				総所得金額①A	3	808	800									
所得	その他の所得計			0	所得区分					所得金額の総合計額	総所得金額①A	3	808	800								

所得控除

雑損	0	障・寡・勤	0		
医療費	11	530	配偶者	330	000
社会保険料	543	663	配偶者特別	0	
小規模企業共済	0	扶養	330	000	
生命保険料	70	000	基礎	330	000
地震保険料	22	000	所得控除合計②B	1	637

(摘要)

住宅借入金等特別控除額(市民税) 58230円
住宅借入金等特別控除額(府民税) 38820円

所得控除の総合計額

控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示

税額

市	税額控除前所得割額④	130	260
民	税額控除額⑤	66	734
税	所得割額⑥	63	500
府	均等割額⑦	3	500
民	税額控除前所得割額④	86	840
税	税額控除額⑤	44	490
所得割額⑥	42	300	
均等割額⑦	1	500	
特別徴収税額⑧	110	800	
控除不足額⑨	0		
既充当額⑩	0		
既納付額⑪	0		
差引納付額⑫(⑧-⑩-⑪)	110	800	
変更前税額⑬	-		
増減額⑭(⑧-⑬)	-		
変更月	一月		

給与から差し引かれる特別徴収税額(年税額)

給与から差し引かれる毎月の月割税額

受給者番号

住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認願います

あなたの特別徴収税額を左記のとおり通知します。また、この通知書の記載に対して異議申立てをすることができます。を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内。なお、処分の取消しの訴えは、書記が、①異議申立てがあった日から3ヶ月以内の訴えを提起することができます。

平成27年5月20日

納付6月分 9:600 9月
納付7月分 9:200 10月
納付8月分 9:200 11月

保育料の決定に関する市民税額等の見方②

保育料の決定にあたっては、「保育料の決定に関する市民税額等の見方①」にも記載していますが、控除してはいけない税控除額があります。

納税通知書により保育料の市民税額を把握するには、納税通知書に添付されている「平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)」をもとに、保育料の決定において算定される市民税額を説明します。

平成28年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

市民税額として表示されている金額だけでは、保育料金は判定できません。
保育料の算定には、控除内容を確認する必要があります。

大阪市

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合には、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。
公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。

◎納税通知書兼税額決定(充当)通知書と課税証明書は、あわせて課税(所得)証明書として使用できる場合がありますので、大切にしてください。

◎賦課(課税)の根拠や税率などについては裏面をご覧ください。また、所得金額、所得控除額及び市民税・府民税などの内訳については2枚目、3枚目の課税明細書をご覧ください。

平成28年度 市民税・府民税課税証明書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税の内訳

	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計①	円	円	円
税調整控除額②	円	円	円
税額調整控除額③	円	円	円
控除額等			
④ 住宅借入金等特別税額控除額	円	円	円
⑤ 寄附金税額控除額	円	円	円
⑥ 外国税額控除額等	円	円	円
⑦ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	円	円	円
差引所得割額(①-⑧)	円	円	円
均等割額⑨	円	円	円
年税額(⑤+⑩)	円	円	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分	金額
都道府県・市区町村に対するもの	円
日本赤十字社・共同基金会对するもの	円
条例により 大阪府・大阪市ともに指定	円
指定された 大阪府のみ指定	円
もの 大阪府のみ指定	円

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

期別	税額(⑭)	充当額(⑮)	差引納付額(⑭-⑮)	納期限
第1期	円	円	円	平成28年6月30日
第2期	円	円	円	平成28年8月31日
第3期	円	円	円	平成28年10月31日
第4期	円	円	円	平成29年1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落としします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
28年4月	円	円	円
28年6月	円	円	円
28年8月	円	円	円
28年10月	円	円	円
28年12月	円	円	円
29年2月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、平成28年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の支払者
公的年金の種類

平成29年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額
29年4月	円
29年6月	円
29年8月	円

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、平成29年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払者が上記の税額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通じます。
※前年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3回に分けて徴収することとなります。

合計税額の明細

年	税額	金額
①のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額)	⑮	円
①のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)	⑯	円
うち仮特別徴収税額(平成28年4月～平成28年8月分)		円
うち本特別徴収税額(平成28年10月～平成29年2月分)		円
①のうち普通徴収税額(⑭-⑮-⑯)	⑰	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額	⑱
⑱のうち普通徴収税額(⑰)に充当する額	⑲

この通知書によって還付する額

還付する額	金額
	円

保育料の決定にあたっては、

①の「算出所得割の合計」－②の「調整控除額」

によって算出された金額をもとに、保育料金額表の所得割額として見てください。

③の配当控除額

④の住宅借入金等特別税額控除額

⑤の寄附金税額控除額

⑥の外国税額控除額等

⑦の配当割額・株式等譲渡所得割控除額

については、保育料を決定する所得割額の算定では控除してはいけないこととなっています。

※「保育料の決定に関する市民税額等の見方①」にも記載していますが、ご夫婦ともに課税されている場合、ご夫婦の市民税所得割額の合算金額により保育料は決定します。

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除してはいけない控除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定する上で必要となる市民税の所得割額を算定することはできません。

なお、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することができます。

大阪市の財政局が作成している税額シミュレーションがありますので、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

大阪市 個人市・府民税 シミュレーション

<http://asp.tax-osaka.jp/H28/>

給与所得の源泉徴収票をもとに試算

お手元に源泉徴収票をご用意いただいた上で、ご確認ください

大阪市 個人市・府民税 税額シミュレーション

☆☆給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算☆☆

[メニューに戻る](#)

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

税額計算

住宅借入金等特別控除可能額は、保育料では控除しないため、入力しないでください。

必要な項目をすべて入力した上で、税額計算のカーソルをクリックすれば保育料を決定する上で必要な市民税所得割額が確認できます。保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。

《注意》

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。

※ ご夫婦ともに課税されている方は、ご夫婦の税額を合算して保育料は算定されます。

※ あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合もありますので、ご了承ください。